

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番
2000.5.31 No. 5142

革マルの「松崎賛美運動」は何を意味するか

この間革マル派は、松崎賛美運動を満展開している。「古文書クラブ」の發行名義で「主張」と題したビラを住宅などに投げ入れたかと思えば、今度は「革マル派交通労働者委員会」の發行名義で「進撃」と題したビラを配るなどしているが、その内容は、どれもこれも松崎賛美のオンパレードである。それらのビラは、「松崎さんはやつぱりすごい」「松崎さんはいつもながらすごい」「〇〇は会長の教えを理解していない」……の連呼で満たされ、怪しげな新興宗教と全く同じ気味悪さが漂うシロモノだ。

革マルは、東労組書記長嶋田や、東京地本書記長鳴海などの名前をあげて、
「革マルのくせになぜ松崎の教えどおりにやらないのか」と「非難」し、東労組は、「革マルとは関係ない、組織介入は許さない」と言って、必死に大塚新体制に取り入ろうと、奴隸のように頭をすりつけている。

茶番劇を仕組んだのは？

だが、この茶番劇は一体誰がとり仕切り、誰がやらせてているのか。それは当の松崎以外にはあり得ない。そうでないというのなら、この十数年間そうやってきたように、松崎ができて、この異様な事態に対する見解を述べ、決着をつけねばいいではないか。だが問題は、ここから見えてくるの是一体何なのかということである。それは、JR総連・革マルとの結託

体制を清算するという意図をもつた大塚新体制の確立という事態を前に、JR総連・東労組が組織崩壊の危機にたつたということだ。

さらにここから見えてくるのは、松崎という人物の卑劣さである。自らがJR総連を支配してきたにも係わらず、いざとなつたら自分は陰に隠れて（嶋田が悪い、鳴海が悪い）等と革マルに言わせる自作自演の茶番劇を仕組み、日和見を決め込んで、状況いかんでどのようにでもカッコよく登場できる機会を見計らっているのだ。まさに卑劣としか言いようがない。

松崎は何を言ってきたか

われわれは今改めて、松崎がこの間何を言つてきたのかを明らかにしなければならないと思う。例えば次のように言い続けてきたのだ。

景気はここまできた。補正予算をやつたつてカンフル剤はきかない。最後に何が残されたかというと、それは軍需産業である。
弾はいくらだつて消費できる。
だからどんどん税金でつくればいい。理想をくつて生きていくわけにはいかない。だったら軍需産業でもなんでもやつていくようにしなければならないでしょ。

【水戸での講演】

現に自衛隊が存在することは事実だから、私は労働組合としてどう

私は自衛隊反対や安保条約反対などと言つたことはありませんし、これからも言つつもりはありません。労働組合ですから現にあるものは認めるのです。

【仙台での講演】

うのこうのいうつもりはない。自衛隊が災害援助に大変貢献していることについて我々は感謝の気持ちをもつてみていいと思う。

「抵抗とヒューマニズム」が聞いてあきれる。松崎は、その場その場を使い分け、会社に取り入るために、言うことを平気でコロコロと変えて恥じない人物なのだ。
今こそ東労組と決別しよう。

失業者を救うためなら戦車や爆弾をつくつたつていいではないですか。

【新潟での講演】

シニア制度は違法行為

シニア協定で新たな申し入れ

「シニア社員に関する諸制度」に関する申し入れ（その5）

1. 会社は、「シニア社員に関する諸制度」の「再雇用の機会提供」について、職業安定法に定められた職業紹介事業にはあたらないと判断している回答しているが、その理由を明らかにされたい。

2. 社員が定年後も引き続いて雇用されることを希望する場合は、「シニア雇用に関する協定」によるとよらずとも問わず、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、会社には、当該社員の定年後の雇用の場を確保する努力義務が存在すると考えるが、この点について会社の見解を明らかにされたい。

3. 労働組合法第17条に定められた労働協約の一般的拘束力について、会社が、「要件が満たされたら、協約未締結組合に所属する組合員には適用しない」としている根拠を明らかにされたい。

4. 「シニア雇用に関する協定（案）」1（2）について、提案の同主旨の箇所で更した理由を明らかにされたい。

5. 会社は、この間の団体交渉等のなかで、定年後の再雇用について、「再雇用の機会を提供する」と言つており、あつ旋するとは言つていい」旨主張するが、これはどのような主旨なのか明らかにされたい。

6. JR東労組は、「シニア協定の効力は今後の雇用の基本に関する覚書が前提だ」との主張・宣伝を行つて、会社がJR東労組と締結した「今後の雇用の基本に関する覚書」は、そのような性格のものなのか、会社の見解を明らかにされたい。